

令和6年 1月 17日 開会

令和6年 1月 17日 閉会

令和6年（2024年）第1回

紀北町議会（臨時会）会議録

令和6年（2024年）第1回紀北町議会臨時会会議録

（第1号）

令和6年1月17日（水曜日）

令和6年(2024年)第1回紀北町議会臨時会

招集年月日 令和6年1月17日(水)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

応招議員

1番	脇	昭博	2番	宮地	忍
4番	大西	瑞香	5番	原	隆伸
6番	東	篤布	7番	奥村	仁
9番	太田	哲生	12番	入江	康仁
13番	家崎	仁行	14番	平野	隆久

不応招議員

3番	岡村	哲雄	8番	樋口	泰生
10番	瀧本	攻	11番	近澤	チヅル

令和6年第1回紀北町議会臨時会議事日程 令和6年1月17日（第1日）

日 程	議 事
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第1号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例
第 6	議案第2号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和5年度分）
第 7	議案第3号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第7号）
第 8	報告第1号 専決処分の報告について
	閉 会

令和6年（2024年）第1回紀北町議会臨時会会議録

第1号

招集年月日 令和6年1月17日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和6年1月17日（水）

出席議員

1番	脇	昭	博	2番	宮	地	忍		
4番	大	西	瑞	香	5番	原	隆	伸	
6番	東	篤	布	7番	奥	村	仁		
9番	太	田	哲	生	12番	入	江	康	仁
13番	家	崎	仁	行	14番	平	野	隆	久

欠席議員

3番	岡	村	哲	雄	8番	樋	口	泰	生
10番	瀧	本	攻	11番	近	澤	チヅル		

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町長	尾上 壽一	副町長	中場 幹
総務課長	水谷 法夫	財政課長	上ノ坊 健二
危機管理課長	長井 裕悟	企画課長	上村 毅
住民課長	世古 基樹	福祉保健課長	直江 和哉
農林水産課長	高芝 健司	海山総合支所長	玉本 真也

職務の為出席者

議会事務局長	上野 隆志	書記	宮原 優
書記	源口 晴子	書記	佐々木 猛

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

13番 家崎 仁行

14番 平野 隆久

議事の顛末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

それでは皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和6年第1回紀北町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であり、定足数に達しております。

なお、3番 岡村哲雄議員、8番 樋口泰生議員、10番 瀧本攻議員、11番 近澤チヅル議員から所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

次に、議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、議事日程を朗読させていただきます。

令和6年第1回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

令和6年1月17日（水曜日）午前9時30分開議

- | | |
|----------|----------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 議案第1号 | 紀北町手数料条例の一部を改正する条例 |
| 第6 議案第2号 | 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和5年度分） |
| 第7 議案第3号 | 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第7号） |
| 第8 報告第1号 | 専決処分の報告について |

以上でございます。

日程第 1

入江康仁議長

それでは、日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

13番 家崎仁行議員

14番 平野隆久議員

のご両名を指名いたします。

日程第 2

入江康仁議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日とすることに決定いたしました。

日程第 3

入江康仁議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 1 月10日に議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。本臨時会の招集に当たり、付議された事件は、議案が3件と報告が1件であります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、普通会計及び水道事業会計の令和5年度10月と11月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

入江康仁議長

次に、日程第4 行政報告について町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は議会臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本臨時会に当たりまして、1件の行政報告をさせていただきます。能登半島地震に係る支援についてでございます。

この度の令和6年能登半島地震におきまして、犠牲となられた方々のご冥福をお祈りし、ご遺族の皆様にご丁寧にお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様へのお見舞いを申し上げます。

今回の支援につきましては、石川県から三重県に対し、中部9県1市災害応援に関する協定に基づく支援要請があり、県と市町が合同で行うこととなりました。

まず、人的支援につきましては、石川県輪島市からの要請により、県と市町は1月6日から避難所運營業務に携わり、本町からは1月30日から2月5日、2月23日から2月29日の2回、それぞれ職員1名の派遣を予定しており、準備を進めているところでございます。

また、三重県におきまして調整中でございますが、災害廃棄物の一時保管場所の整理員などの派遣も予定しております。

次に、石川県への物的支援につきましては、三重県におきまして数量を調整中でありますが、すでに本町から提供できる物資を報告いたしております。

被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

以上1件をご報告いたしまして、本臨時会に当たりましての行政報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

入江康仁議長

以上で行政報告を終わります。

日程第5～日程第7

入江康仁議長

それでは、これより議案の審議に入ります。

お諮りします。

本議案の審議に当たっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議に当たっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第5 議案第1号から日程第7 議案第3号の3件については、提案者から提案理由

の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、議案3件については、一括して提案理由の説明並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会臨時会に上程をいたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例であります。戸籍法の改正に伴いまして、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について(令和5年度分)であります。矢口漁港海岸保全施設整備事業について、工事の追加に伴い変更委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号 令和5年度紀北町一般会計補正予算(第7号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,750万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億7,886万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、3件の議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

入江康仁議長

続いて、議案第1号の内容説明を求めます。

世古住民課長。

世古基樹住民課長

議案第1号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

議案書 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例

紀北町手数料条例（平成17年条例第76号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 1 月 17 日 提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由。戸籍法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

2 ページをお願いいたします。

2 ページと 3 ページは改正文でございます。

4 ページをお願いいたします。

こちらは新旧対照表でございます。こちらの新旧対照表にて説明させていただきます。

左側が改正の条文となります。

このたびの改正内容でございますが、戸籍謄本等が本籍地以外の市町村でも交付が可能になることと、電子証明書提供用識別符号の発行に伴い手数料を新たに追加するものでございます。ともに法令改正等に伴うものでございます。

左側の太枠部分をご覧ください。新たに追加をします戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料は、1 通につき400円となります。

5 ページをお願いします。

左側の太枠部分をご覧ください。新たに追加をします除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料は、1 通につき700円となります。

なお、電子証明書提供用識別符号でございますが、12桁の数字が記載されたものになります。

現在、パスポート取得などの行政手続のために戸籍謄本等を提出する場合がございますが、今後市町村の窓口で交付された電子証明書提供用識別符号を提出することにより、戸籍謄本等の提出を省略することができるようになります。

続きまして、太枠部分の下、下線部分の届書等情報の内容の証明の追加につきましては、戸籍の届書等は今後システム内に写しを保管することになるための改正でございます。

3 ページの改正文にお戻りください。

附則のとおり、令和 6 年 3 月 1 日から施行するものでございます。

以上で議案第 1 号の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

続いて、議案第2号の内容説明を求めます。

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

それでは、議案第2号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和5年度分）について、ご説明させていただきます。

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第2号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和5年度分）

次のとおり変更委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 矢口漁港海岸保全施設整備事業（令和5年度分）
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 （変更前）9,012万5,000円
（変更後）1億3,132万5,000円
- 4 契約の相手方 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 一見勝之

令和6年1月17日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由は、矢口漁港海岸保全施設整備事業について、工事の追加に伴い変更委託事業契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

今回提案の変更委託事業契約につきましては、令和5年度分の矢口漁港海岸保全施設整備事業のうち、町単独事業において、仮設道路撤去の工事の追加による事業費の増額に伴い、三重県との委託契約を4,120万円増額して変更契約を締結いたしたく、議会の議決が必要となったことによるものでございます。

それでは、資料のご説明をさせていただきます。

議案書7ページの資料1をお願いいたします。

資料1は、令和5年度分の矢口漁港海岸保全施設整備事業の契約額、事務費を除く事業費の概要、施工期間でございます。

初めに上の表は、令和5年度分における矢口漁港海岸保全施設整備事業の三重県に委託する契約額の内訳でございます。

変更前の契約額につきましては、事業費は8,750万円、事務費は262万5,000円、計は9,012万5,000円でございます。

変更後の契約額につきましては、事業費は1億2,750万円、事務費は382万5,000円、計は1億3,132万5,000円となり、事業費では4,000万円の増額、事務費では120万円の増額、計では4,120万円の増額でございます。

続きまして、下の表は令和5年度分における矢口漁港海岸保全施設整備事業の三重県に委託する契約額から事務費を除いた事業費概要の内訳でございます。

令和5年度分の矢口漁港海岸につきましては、交付金事業と町単独事業の2つの事業で実施しております。

交付金とありますものは交付金事業のことで、農山漁村地域整備交付金を活用して実施するもので、工事内容は堤防工一式8,000万円でございます、金額の変更はございません。

続きまして、町単とありますものは町単独事業のことで、合併特例事業債を活用して実施するもので、水質調査一式750万円につきましては金額の変更はございませんが、今回の変更により仮設道路撤去工一式4,000万円を工事に追加しようとするものでございます。

県への委託分の計といたしましては、変更前金額は8,750万円、変更後金額は1億2,750万円となり、4,000万円の増額でございます。

続きまして施工期間であります。

施工期間につきましては、変更前は令和6年3月31日までとしておりましたが、12月議会におきまして繰越明許を賜ったところでございますので、令和5年6月16日から令和7年3月31日までとするものでございます。

議案書8ページの資料2をお願いいたします。

資料2は、矢口漁港海岸の全体平面図でございます。

令和4年度以前の施工分は黄色、令和5年度の施工分は赤色、令和6年度以降の施工分は緑色で表示しております。

矢口漁港につきましては、交付金事業で施工いたしますA区間と、町単独事業で施工いたしますB区間に、大きく分けて事業を実施しております。

交付金事業で施工しますA区間の中の、①の令和5年度堤防工と、②の令和5年度堤防基礎工につきましては、変更はございません。

全体平面図左側の赤色で着色した仮設道路撤去工が、町単独事業において追加となった工事部分でございます。

続きまして、議案書9ページの資料3をお願いいたします。

資料3は、町単独事業で施工いたしますB区間の令和5年度仮設道路撤去工の標準断面図でございます。令和4年度以前の施工分は黄色、令和5年度の施工分は赤色で表示しております。

議案第2号についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

続いて、議案第3号の内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第3号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和5年度紀北町一般会計補正予算（第7号）

令和5年度紀北町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億7,886万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年1月17日提出

紀北町長 尾上壽一

歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第14款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金5,595万円の増額は、

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得者支援及び定額減税補足給付金）で、物価高騰対応重点支援給付金事業の住民税均等割のみ課税世帯分等と低所得者の子育て世帯分に、それぞれ財源充当しております。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は4,155万円を増額するもので、今回の補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰り入れるものでございます。

なお、今回の補正によりまして、財政調整基金年度末現在高見込額は11億8,658万3,000円となります。

つぎに、歳出予算をご説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は9,750万円を増額するものでありますが、物価高騰対応重点支援給付金事業は、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を通じた地方創生を図るために令和5年11月に閣議決定され、12月に具体的な支援策が示されたものでございます。

住民税均等割のみ課税世帯分等7,175万円の内容は、令和5年度において住民税均等割のみ課税世帯等への給付金として1世帯当たり10万円を給付するもので、700世帯が対象と見込んでおり、それに伴い電算委託料や郵送代等を計上するものでございます。

低所得者の子育て世帯分2,575万円の内容は、低所得者の子育て世帯に世帯内で扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を給付するもので、500人が対象と見込んでおり、それに伴い電算委託料や郵送代等を計上するものでございます。

以上で、議案第3号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

入江康仁議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより各議案に対する審議を行います。

日程第5 議案第1号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

14番、平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

それでは、先ほど説明ありました内容についての確認を含めた質疑を行いたいと思います。

実際、手数料が400円、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行ということなんですけれども、これは実際行う過程として、400円を出してほかの市町に住んでいる方の発行をしてももらうために、こちらで400円の発行証明書を出して、それをほかで取られる方がその発行書を提示しなければならないのか。例えば、発行書を提示しなくても12桁の番号で戸籍が取れるのか。その場合、こちらで手数料400円が要って、また向こうで取る場合に、さらにほかの市町の手数料が発生するのか、この点についての答弁を求めます。

入江康仁議長

世古住民課長。

世古基樹住民課長

平野議員の質疑にお答えします。

まず、今回の条例改正でございますが、戸籍謄本等の広域交付ということで、こちらは現在、本籍地がある市町村でしか取得ができなかったんですけれども、今後は本籍地以外の市町村の窓口でも取得できるということで、こちらの識別符号とは、この広域交付は別物になります。

この識別符号でございますが、こちらはパスポートの申請や法務局での登記等について、謄本の提出というのが必要になるんですが、そちらについて省略がされる予定でございます。

なお、この省略については、この識別符号を役場窓口で取得していただいて、こちらは12桁の数字が出た符号になるんですけれども、そちらを持って、まだ決まってはいたんですけども、法務局等に行かされると、その数字で、情報が、法務局等のシステムで、その12桁の数字でこちらの謄本等の情報が見られるというような形になります。

なお、これは紙ベースなんですけれども、マイナンバーカードをお持ちの方ですと、マイナポータルというアプリのほうから、識別符号を取ることができます。こちらのほうは一応3月1日からの施行になっているんですが、国のほうのシステム改修がまだ遅れていまして、3月1日から施行にはなりますが、このマイナポータルでの取得のほうはちょっと遅れるということをお聞きしております。

以上でございます。

入江康仁議長

次に質疑をされる方。

4番、大西瑞香議員。

4番 大西瑞香議員

平野議員の質疑と同じ内容なのですが、1点だけ。

この識別符号は、住民全員に与えられているものということで、マイナンバーカードを持参している方、持参されてない方関係なしに取れるということで判断したらよろしいですか。

入江康仁議長

世古住民課長。

世古基樹住民課長

マイナンバーカードを持っている、持っていないに限らず、この識別符号は発行されることになっております。

入江康仁議長

ほかに質疑される方、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第6 議案第2号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結

について（令和5年度分）を議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

6番、東篤布議員。

6番 東篤布議員

この仮設道路の撤去ですけれども、口頭で言って、課長。全長どれぐらいかな。

どれぐらいの土量、仮設道路の、全長と土量はどのくらいある。

これは入札にするのかどうか、その3点。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

お答えをいたします。

まず、仮設道路の延長なんですけれども、延長は約232mとなっております。

そして2つ目の質問ですが、撤去する土量なんですけれども、約2,200m³というふうに県からは聞いております。

それと3つ目の入札についてなんですけれども、入札につきましては、今月1月の下旬に入札の公告を県のほうは考えておりまして、入札は行って、契約の業者を決定するというふうに聞いております。

入江康仁議長

東篤布議員。

6番 東篤布議員

入札するんやな。追加でもっていくんじゃないんや。

この2,200m³の土量の処分はどうするの。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

2,200m³のうち1,500m³につきましては、河川の撤去した砂利を流用しておりますので、それにつきましては、元の土捨場のほうに戻すというふうになっております。

残り700m³につきましては、在来土を撤去するということになっておりますので、もともとある砂利を撤去すると、下にある砂利を700m³は撤去しまして、そちらのほうは町有地の

土捨場に運搬するという計画をしております。

以上です。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

1,500㎡は元の河川の土捨場、それはどこなの。

もう一つ、700㎡はももとの現地の砂利のこと言うとの。

町有地の処分場はどこのこと言うとの。明確な場所を言って。

入江康仁議長

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

河川の砂利の土捨場につきましては、現場から、工事各所から約5km先の河内地内の土捨場というふう聞いております。

県が河川の土砂を撤去する工事を発注して、それを河内の私有地に置いておりますので、そちらのほうから流用しましたので、撤去した砂利につきましては、河川のものにつきましては、1,500㎡は河内の元の私有地の土捨場に運搬をします。

そして700㎡の在来土、現地にある土砂・砂利につきましては、小松原の奥の中里地内の町有地の土捨場に運搬をいたします。

以上です。

6番 東篤布議員

議長、もう一遍。

入江康仁議長

答弁不足とかあるんだったら、もう一回だけ許します。

6番 東篤布議員

今、私有地とおっしゃったけれども、これさっき県の土捨場と言った、最初の答弁のときに、1,500㎡は県の土捨場に持っていきます。で、次のところで私有地と言った。県の私有地のことなの、個人の私有地のことなのか。

あなた現場見たことある。俺、大体知っとんやけれども、これ個人の私有地かなと思うんですけども、そこは間違いない。名前言える。

工事で個人の私有地に持っていく、そこは県の土捨場になつとの、指定されとの、そ

こは。さっき県と言うたやろ。これ最近、河川砂利の流用の仕方、県が間違っるところがあつてな、こないだから県に言つとる。

あなた現場確認しとる。これ業者、一個人、県の私有地、その具体的なところ。

入江康仁議長

今のところだけ課長、的確に答えて。

高芝農林水産課長。

高芝健司農林水産課長

県の土捨場、県が発注した河川の土砂撤去の砂利を私有地の土捨場に運搬をしているという事です。私有地です。

入江康仁議長

ちょっと待って、どこにどのような答弁不足かというところを指摘してから。

6番 東篤布議員

私有地というのは県の私有地なのか、個人の私有地なのかをちょっとそれを。

個人やろな。そう思うんやけど。それで本人が確認したかどうかを聞いてるんですけども。

入江康仁議長

高芝農林水産課長、そのところを的確に答えていただきたい。

高芝健司農林水産課長

個人の私有地でございます。現場は、私は確認しております。

6番 東篤布議員

しておる。

高芝健司農林水産課長

はい。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論をされる方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(多 数 起 立)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第7 議案第3号 令和5年度紀北町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

4番、大西瑞香議員。

4番 大西瑞香議員

歳出7ページで質問させていただきます。

2点あるんですが、1点目は低所得者支援の分と、住民税均等割課税世帯分と低所得者の子育て世帯分なんですが、どういう手続で行われ、いつ頃手元に届く予定なのか、答弁をお願いします。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

議員の質問にお答えします。

予定では、議決いただきましたら、1月下旬から2月中旬にかけてデータ整理などを行いまして、2月下旬に確認書という形で、対象予定の方に確認書を送付させていただきまして、3月ごろに振り込みを開始したいと考えております。

入江康仁議長

大西議員。

4番 大西瑞香議員

この子育て世帯の分も通知が全部行くということなんですね。

これまでのデータを利用しないでいくということなのかということと、もう1点、別の質疑なんですけど、この基金からの繰入れが4,155万円となっています。国だけの支出金ではなくて、これだけの基金の繰入れをするということなんですけど、その内容について詳しく説明をお願いします。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

まず、子育てのほうのデータについては、均等割のみ課税世帯のほうはデータがありませんので、また確認させていただいて作ることはあります。

あと、一般財源の多い部分についてなんですけれども、歳入については国の内示額そのまま入れているので、実際には100%国の補助金になりますので、精算時にはこの一般財源はなくなるものと考えております。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

14番、平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

今、大西議員が言われたこと、聞きたかったところなので。

もう1点だけなんですけれども、改めて低所得者の基準というか、その点について再度、改めて答弁を求めたいと思います。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

まず対象者なんですけど、令和5年度における住民税均等割非課税世帯以外の世帯であって、基準日令和5年12月1日において紀北町に住民登録のある方で、令和5年度住民税所得割が課せられていない均等割のみの課税者のみで構成されている世帯がまず、第1点でございます。

それと、新たに令和6年度住民税において個人住民税均等割が非課税となった者のみで構成されている世帯及び個人住民税所得割が課せられていない者のみで構成されている世帯で、令和5年度非課税給付、令和5年度均等割のみ課税給付の給付対象世帯を除いた世帯となっております。

子育て分につきましては、これらの世帯の方で18歳以下の児童となっております。

以上でございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第7 議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8

入江康仁議長

次に、報告案件に入ります。

日程第8 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

それでは提案者から説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

ただいまの議案につきましては、ご可決をいただきましてありがとうございます。

引き続きまして、1件の報告案件についてご説明を申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告についてであります。令和5年8月15日、台風第7号の暴風により紀北町消防団長島方面隊第一分団三浦詰所のシャッターが破損し、隣接する相手方住家のカーポート及び車両に損害を与えました。

本件につきましては、令和5年12月18日、損害賠償額を64万6,800円として和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上1件ご報告をさせていただきます。

入江康仁議長

以上で報告案件についての説明を終わります。

本件は、地方自治法第180条の規定による議会の委任による専決処分であることから、質疑は行わないとされていますが、ただいまの説明において、内容等について不明確な点があれば、再度説明を求めるということで発言を許したいと思います。

それでは、発言される方はありませんか。

6番、東篤布議員。

6番 東篤布議員

町長、損害賠償額は分かったんやけれども、このお金はどこから出るん。保険から出るんか。町で出るんやったら、町のどこから出るん。どこから出る。やったった、これだけ金が要ったは分かる。その財源というか金はどこから出る。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

こちらにつきましては、全国町村会総合賠償補償保険という保険に加入しておりまして、

こちらのほうから全額支給されております。

以上でございます。

入江康仁議長

ほかにごございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で発言を打ち切ります。

報告第1号については、聞きおくことにいたします。

入江康仁議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、本日の会議を閉じます。

これで令和6年第1回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午前 10時17分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 6年 3月 13日

紀北町議会議長 入江 康仁

紀北町議会議員 家崎 仁行

紀北町議会議員 平野 隆久